

2020年12月7日
日本商工会議所

＜基本的な考え方＞

- わが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、かつてない危機的な状況に直面している。また、コロナ禍は、デジタル化の遅れ、サプライチェーンの脆弱性、東京一極集中等、行政・企業・地域経済が抱えていた課題を浮き彫りにした。一方で、テレワークやECの活用に取り組む企業が増加し、デジタルの長所が浸透しつつある。
- コロナ禍で顕在化した課題を解決するには、感染拡大防止と社会経済活動を両立できる環境の整備とともに、官民を挙げた社会全体のデジタル化の推進、地域の経済循環を高める「地方創生」、および、わが国の喫緊の課題である「生産性向上」と「人手不足対策」に向けた取り組みが必要である。
- 最優先すべきは生産性を高めることであり、そのために必要なデジタル化は、縦割り行政の打破や規制改革と一体的に進めなければ実現できない。このような中、菅政権が官民のデジタル化を進め、規制改革を断行する方針を掲げ、強力に推進していることを歓迎する。
- 国および地方公共団体においては、デジタル庁を司令塔として、デジタル化が遅れた原因を検証するとともに、「デジタル化3原則」を徹底されたい。また、データ連携等に迅速に取り組み、インフラや農林水産業を含む地域社会全般において、国民がデジタル化の利便性を実感できるように取り組まれたい。
- 社会全般のデジタル化を進めるためには、行政部門のみならず、民間部門のデジタル化を合わせて進める必要がある。コロナ禍でデジタル活用が広がったことを機に、「誰一人取り残さないデジタル化」の一環として、IT基本法に「デジタル化に取り組む地域・中小企業の支援」を盛り込まれたい。

I. 行政のデジタル化の実現

行政のデジタル実装による効率化が進めば、さまざまな行政手続を行う民間事業者にとって、「煩雑な手続が一度に済む」「移動時間をかけ、行政機関に出向いて書類を提出しなくてよい」等、メリットは大きい。そのため、行政のデジタル化は、官民双方の生産性を向上させるために極めて重要である。

コロナ禍によりわが国のデジタル実装が世界に比して遅れていることが明らかになった。行政のデジタル実装は、これまで思惑通りには進展してこなかった。その原因について、さまざまな分析がなされているところではあるが、その一つに、行政のシステムが省庁毎の縦割であることと、各省が持つ既存システムの管理が維持・重荷になっているとの見方がある。

また、社会全体のデジタル化を実現するためには規制改革が不可欠となるが、「実現までに要する期間が長い」等、これまでの規制改革には不十分な面が多い。従来の規制・制度について、デジタルやAIの活用、技術革新等、社会変化に対応する新たな形に迅速に見直しを行うことが必要である。また、行政手続についても各省の所管する規制改革の徹底と併せてデジタル化を進めることが何より重要である。

政府はデジタル手続法において行政手続におけるデジタルファースト(デジタルで完結)、ワンスオンリー(再提出不要)、コネクテッド・ワンストップ(手続のワンストップ化)のデジタル化3原則を設定したが、同法には3原則の例外を各省に認める規定や地方自治体についてはデジタル化を努力義務にとどめる等、3原則が不徹底な部分が残っている。については「デジタル化3原則」を一層徹底し、行政のデジタル化をこれまで以上に推進されたい。併せて、行政手続のオンライン化率の引上げやオンライン利用率のさらなる向上を目指すべきである。

さらに、行政デジタル化の進捗状況を確認するため、窓口への来訪者数削減目標等、結果重視のKPIを設定すべきである。また、行政のデジタル化は、事業者のデジタル化に向けた取り組みに密接に関係するため、施策の目標や達成時期を公表されたい。

1. オンライン化を促進する法人共通認証基盤の普及推進

事業者向けオンライン手続については、社会保険手続等に導入したGビズID（法人共通認証基盤）の活用を、全省庁に加え地方公共団体においても進め、ID・パスワード方式を原則化し、デジタル人材がいない中小企業等においても使いやすい利用者目線で整備すべきである。また、補助金の申請・報告・請求等におけるJグランツについても、対象を国および地方公共団体全般に拡大するとともに、使い勝手の向上を図られたい。

<現状と課題>

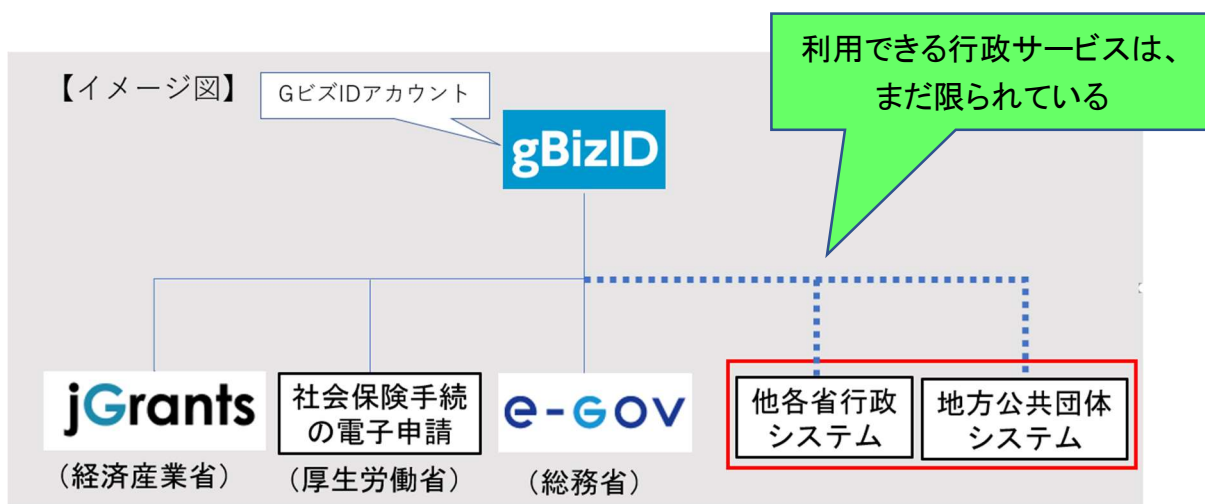
- ・類似の行政手続でも、別々に手続をする必要がある。
- ・Jグランツにおいて、完了後報告等、手続の最後まで一気通貫に対応できない。
- ・JグランツのIDを取得するまでに時間が掛かる。
- ・電子申請の利用率が低迷している。

（参考）持続化補助金コロナ型（3.2%）、持続化補助金一般型（2.4%）

※2020年10月2日締切分（11月6日時点）

<期待される効果>

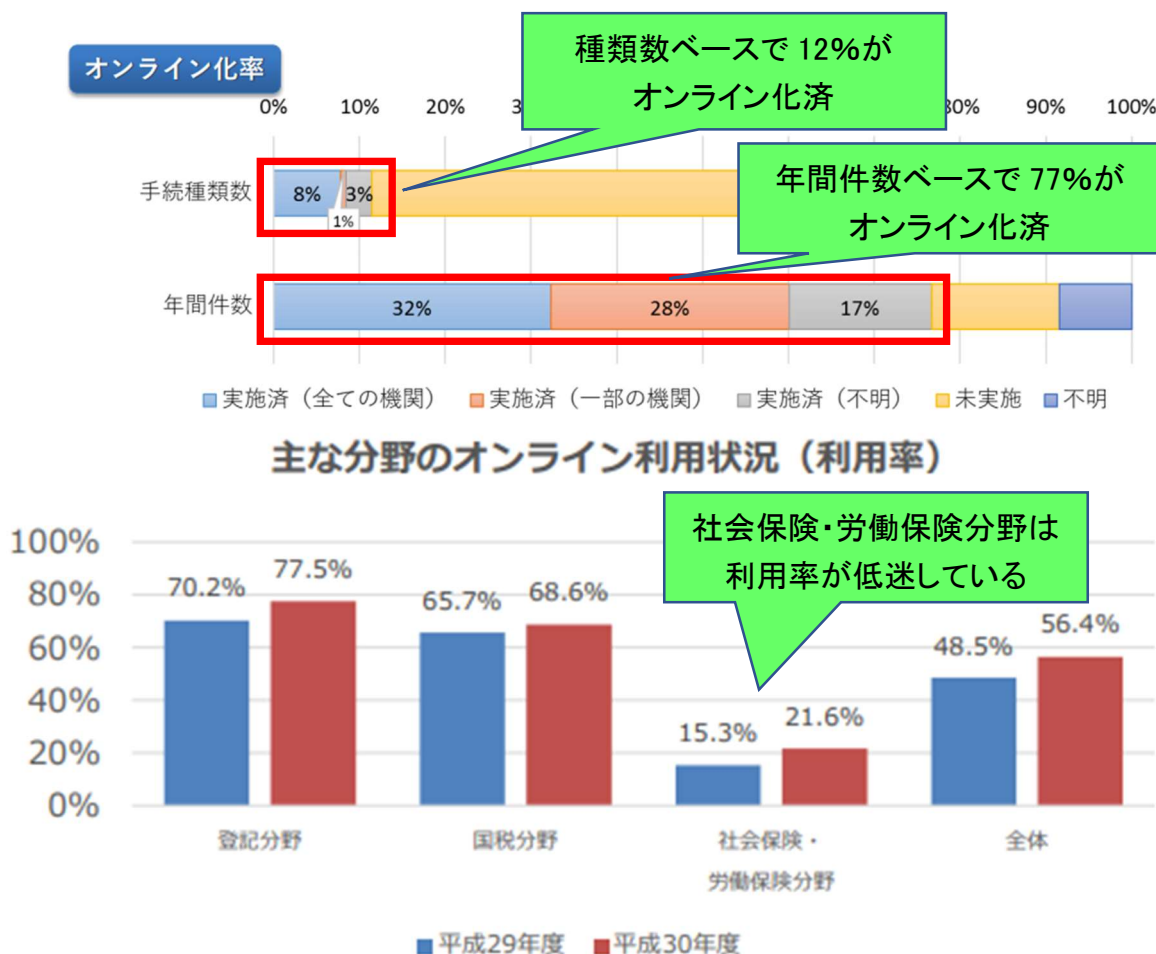
- ・複数の行政手続が一括して行えるようになり、事業者の負担が軽減される。
- ・補助金の利用に関する手続がオンラインで一気通貫にできるようになり、事業者の負担が軽減される。



（出典）

「GビズIDクイックマニュアル gBizID プライム編」（経済産業省）
を基に日本商工会議所事務局にて作成

2. オンライン利用率向上に向けた取り組みの強化



（出典）「行政手続等の棚卸結果等の概要」より抜粋・加工
（内閣官房 IT 総合戦略室/総務省）

国・地方公共団体の行政手続 55,765 件（2018 年度）のうち、オンラインで実施できる手続は種類数ベースで 12%であり、オンラインでの手続を原則とする取り組みを一層推進すべき。

オンライン化にあたっては、利用者目線で「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」になるよう取り組むことが肝要である。「オンラインで実施できる」手続でも、社会保険・労働保険（22%）のように低利用率にとどまるものがあり、一層の周知と利用率向上の取り組みを推進すべき。例えば、36 協定に係る届出についてはオンライン化実現済みとしながらも、実際の電子申請は 1%程度にとどまっている実態があり、普及しない原因についても調査し、対策を講じていく必要がある。（例：各種社会保険関係手続、謄本・印鑑証明書のオンライン申請等）

なお、「GO TO トラベル」や「GO TO イート」といった施策

は、新型コロナウイルス感染拡大に苦しむ宿泊業、飲食業への強力な支援策であるが、同じ内容を何度も登録する等、事業参加手続の課題が、事業者の参加拡大や政策効果の波及の妨げとなってしまう事例も見られる。施策の実施にあたっては、事業者が使いやすい手続とするべきである。

3. デジタル化3原則の徹底

①行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的見直し

政府は、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて、全ての行政手続を対象に、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すとしている。押印を求める行政手続については既に14,992件の内、5,189件は廃止済・廃止決定、9,711件は廃止の方向、83件のみ存続との各府省からの回答もある。行政手続の見直しを通じた企業の生産性向上の観点からも有効であり、添付書類の削減等、手続自体の簡素化・標準化と共に速やかに実現されたい。

また、真正性の確保等の観点から、押印廃止としたものを自署等に置き換えることは非対面での手続推進という観点から行うべきでなく、電子署名等、代替手段による対応も行うべきである。例えば、緊急事態宣言下において労使協定を非対面の電子契約の形式で締結したが、労働基準監督署において認められなかったため、再度対面で押印手続を行うという事例もあったが、このような対応は避けるべきである。

なお、現状の行政手続は、メールは認めずFAXのみの受付とする場合も多く、事業者の負担となっており、手続方法についても迅速な見直しが必要である（例：企業年金の導入企業から地方厚生局への報告書、年金事務所への社会保障協定手続、第二海堡上陸申請書等）。行政に提出する請求書、見積書への社印・代表者印の押印等についても、政府共通の方針を定め、速やかに廃止すべきである。地方公共団体や学校等においても同様の対応が推進されるよう、周知等を通じてさらに促すことが必要である。

②「行政サービスの100%デジタル化」の早期実現

「デジタル・ガバメント実行計画」の早期実現により、国民や事業者がデジタル化の便利さを実感できるようにすべきである。

「行政サービスの100%デジタル化」については、デジタル化3原

則の徹底が重要であり、各省庁や地方公共団体、行政機関の間の垣根を超えた、スムーズな連携を推進する司令塔「デジタル庁」創設に期待する。

③一気通貫でのデジタル化

国は電子申請に対応しているにもかかわらず、健康保険組合や労働保険事務組合がシステム対応しておらず、各種手続の書面郵送、押印を求められ、テレワークができない事例が多数ある。例えば、第3号被保険者関係届等、年金事務所に健康保険組合の書類提出が必要となる場合、健康保険組合で書面の電子化に対応していないことから、年金事務所に提出する書面は全て紙となっている。健康保険組合や労働保険事務組合に対し、電子化対応のための支援を行い、一気通貫でのデジタル化を図るべきである。

また、電子入札にとどまっている地方公共団体の調達や公共工事の手続の電子化について、政府調達ポータルや国土交通省の電子契約システムの利用等により電子契約に拡充し、一気通貫でのデジタル化を実現すべきである。

④地方公共団体の行政手続の簡素化・標準化

行政手続は、地方公共団体ごとに書式・記入項目や添付書類が異なり、複数の地方公共団体に対して手続を行う事業者にとって業務負担が大きくなっている。国が押印を原則廃止した上で、統一の様式を作成し、その普及に取り組むべきである。

また、地方公共団体自らにおいても、事業者等からの申請手続に係る押印について、原則廃止の方針で速やかに見直すべきである（例：保育園の入園手続に必要な「就労証明書」、国民健康保険の手続書類等）。また、一部の地方公共団体では、市道等との土地の境界確認について、立会を求める書類申請に実印の押印と印鑑証明書の添付を要求している。実印の押印等を要求していない地方公共団体も多くあり、また、申請ごとに必要とされるため事業者の負担は大きいことから、廃止すべきである。建築確認申請等、建設に係る行政手続について、事業者から簡素化、オンライン化を求める声は大きく実現に取り組まれない。

⑤地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進

行政手続の簡素化・標準化をしたうえで、オンライン化を強力に推進して事業者の行政手続コストを軽減し、生産性の向上を後押し

すべきである。政府は2025年度までに地方公共団体ごとに異なる行政システムを統一する方針を示しており、着実に実行されたい。オンライン化にあたっては、一気通貫での対応が重要であり、新規申請や更新申請はもちろんのこと、変更申請についても考慮すべきである。例えば、地方公共団体の競争入札参加資格のオンライン申請において、代表者や本社所在地等、企業情報の変更を行った際、ほぼ全ての地方公共団体の手続は、電子申請を行った後にあらためて、その内容を出力し、登記簿謄本等、添付が必要な書類を提出する紙申請を組み合わせる流れとなっていたという事例もある。さらに、共同運営システム宛と地方公共団体宛と双方に個別郵送を求めるケースもある。法人番号等を活用した行政機関間のバックオフィス連携による登記事項証明書および納税証明書の提出不要化を進めるとともに、財務諸表等の内容のオンライン確認等による添付書類の削減についても検討されたい。なお、既存システムについてもまずは少なくとも添付資料をシステム上で提出でき、紙での申請をなくす仕組みを検討されたい。

⑥納税手続のワンストップ化の推進

e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）の統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続のワンストップ化を推進するとともに、地方税共通納税システムの対象税目（※）について、複数の地域で事業を展開する事業者からニーズが強い固定資産税、自動車税に拡大すべき。

（※）現状は法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税（地方法人特別税）、法人市町村民税、事業所税

また、現在、別々の手続が必要な従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務等について、国が予定しているマイナポータルを活用したワンストップ化を着実に実施すべき。

⑦デジタル化の進捗状況を示す結果重視のKPI設定

行政デジタル化に関する取り組みについて、結果の評価、課題、原因の分析を行うため、窓口への来訪者数削減目標等、結果重視の指標（KPI）を設定すべき。また、行政のデジタル化は、事業者のデジタル化に向けた取り組みに密接に関係するため、施策の目標や達成時期を公表されたい。

4. マイナンバーの機能拡充とマイナンバーカードの普及

①災害時の対応機能拡大

真に救済が必要な者を迅速かつ確実に支援する基盤としてマイナンバーが活用できるよう整備すべきである。また、給付を行う場合の銀行口座との紐づけ等、行政手続の簡素化により、支援のスピードアップを図ることが重要である。

大規模災害等の被災時においては、住民の迅速な安全確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要となるのみならず、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な対応が求められる。このため、マイナンバーカードについては、本人同意のもとで必要な基本情報を適宜把握し、活用できるよう、IDカードとしての機能拡充を検討すべきである。

②ワンカード化の推進

災害時においてマイナンバーを機能させるためには、カードを常に携帯している必要があるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合（ワンカード化）を進めるべきである。健康保険証としての利用については、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入することが政府方針として決定されているが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるよう、医療等分野との情報連携を図る共通基盤を早期に整備すべきである。

③マイナンバーカード取得促進に向けた体制整備

政府は2023年3月末までにほぼ全ての住民がマイナンバーカードを保有するという目標を示しているが、現状ではカードの受取は地方公共団体窓口に限られており、受取にかかる個人の負担は大きい。土日・平日夜間開庁等により、社会人が受け取りやすい休日交付や夜間交付の時間帯拡充を図る地方公共団体が増加してはいるものの、マイナンバーのさらなる普及を図るためには、カードの郵送交付等、他の方法も検討すべきである。

<マイナンバーカードの普及率>

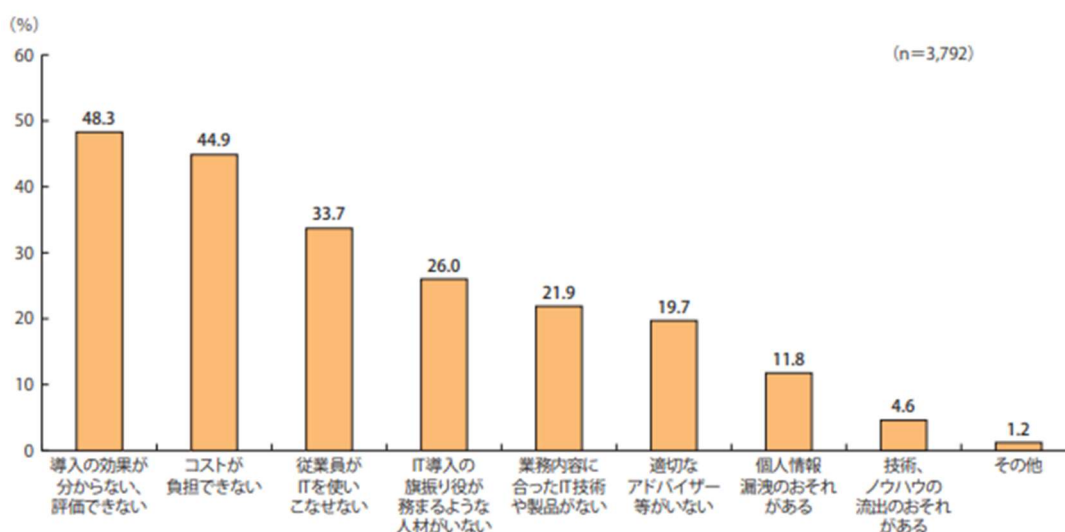
	2019年4月末	2019年10月末	2020年4月末	2020年11月1日時点
累計 交付実施済数	1,680万人 ^{+142万人} ⇒	1,822万人 ^{+260万人} ⇒	2,082万人 ^{+695万人} ⇒	2,777万人
人口に対する 交付枚数率	13.2%	14.3%	16.3%	21.8%

(出典)2020年6月マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ資料を基に日本商工会議所事務局にて作成

II. 中小企業の生産性向上に資するデジタル実装の後押し

新型コロナウイルス感染拡大は中小企業に大きな負担をもたらしているが、テレワークやECの活用に取り組む企業が増加している。一方、中小企業のデジタル化が進まない原因のうち「コストが負担できない」や「専門家がない」点は解消されていない。

政府においては、この機会に中小企業のデジタル化を一気に進めるため一層支援していただきたい。併せて、自社のみならずサプライチェーン全体の観点から、中小企業のセキュリティ対策への支援が必要である。



▲中小企業では「効果がわからない」「コストを負担できない」「デジタル人材不足」等を理由にデジタル実装が遅れている

(出典)「2018年度版 中小企業白書・小規模企業白書」(経済産業省)より抜粋

1. デジタル人材の育成

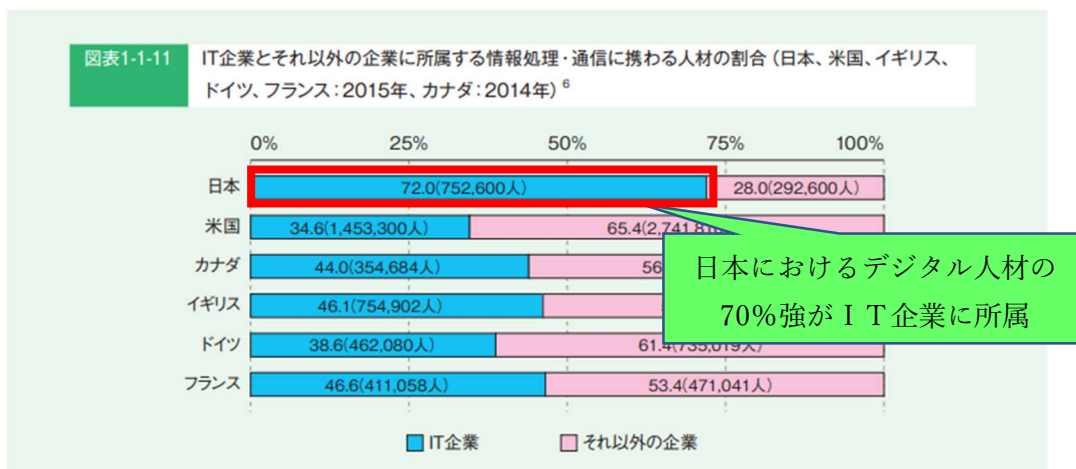
①テレワークをはじめデジタル実装を進める際は、業務を棚卸しし、業務プロセスを見直す必要があるが、中小企業が見直しに必要な人材を確保するのは難しい。そのため、このような人材と中小企業をマッチングする仕組みが不可欠であることから、「中小企業デジタル化応援隊事業」等による支援を継続・拡充されたい。

②クラウドサービスは初期コスト負担が小さいため、中小企業による一層の活用が期待される。同サービスの実装には、導入企業の業務内容

と、デジタル技術の両方に通じる専門家が必要であるものの、中小企業ではこうした人材に限られるため、専門家の育成を支援されたい。

- ③外部専門家の支援によりデジタル実装が実現したとしても、中・長期的に社内への浸透・定着を図るためには、専門家と協働できる社内人材が不可欠であるが、中小企業単独で当該人材を育成・確保するのは難しいため、支援策を講じられたい。
- ④中小企業が短期間にデジタル人材を育成するのは難しいが、デジタル技術を持つ人材が副業で中小企業を支援することができれば、当該人材と中小企業の双方にメリットがある。しかしながら、現状では社員の副業を容認する企業は限られているため、デジタル技術を持つ人材が副業として中小企業のデジタル化を支援できるよう、大企業に特段の働きかけをしていただきたい。
- ⑤中小・小規模企業のデジタル実装が進むには、経営者が、デジタル実装により生産性が向上することに「気づく」必要があるが、自発的に気づきを得ることは難しい。そのため、クラウドサービスを用いて経営効率化を図った中小企業の顕彰制度「全国中小企業クラウド実践大賞」の拡充や、中小企業のクラウドサービス活用事例の横展開等を支援されたい。
- ⑥近年、自社の規模に見合う安価で使いやすい「身の丈 I o T」を導入し、生産性を向上させた中小ものづくり企業があるが、多くの中小企業にとって、自力で「身の丈 I o T」を導入することは難しい。身の丈 I o T、AI、ロボット、RPA等の導入を加速させるため、導入を支援するインストラクターの養成・派遣等への支援策を講じられたい。
- ⑦中小ものづくり企業が独力でロボットを導入するのは難しく、導入に際しては「中小ものづくり現場」と「ロボット技術」の双方に通じている地域のシステムインテグレータの役割が重要である。こうしたシステムインテグレータが不足していることから、育成について支援策を講じられたい。
- ⑧デジタル実装により、わが国全体の生産性を向上させていくためには（利用者も含めて）一定レベルのリテラシーが必要となるが、現在は必ずしも十分とは言えない。国民全体のデジタルリテラシーを向上させるため、教育課程におけるデジタルリテラシー向上に資する取り組

み（文系学科におけるプログラミング教育の充実、専門学校・工業高校におけるロボット教育、3DCAD、CAD/CAM教育の拡充支援等）を支援されたい。



▲日本のデジタル人材はIT企業に偏っている

（出典）「IT人材白書2017」（情報処理推進機構）を抜粋・加工

2. 生産性向上に資するデジタル活用

$$1 \text{人あたり付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数（もしくは労働時間数）}} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数（もしくは労働時間数）}}$$

生産性を上げるということは、以下のように考えられます。

$$\text{生産性向上} = \frac{\text{付加価値の向上、革新ビジネスの創出}}{\text{効率の向上}}$$

▲生産性向上には「付加価値の向上」と「コスト削減」の2つの方向性がある

（出典）「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」（経済産業省）より抜粋

（1）「付加価値の向上」に向けた取り組み支援

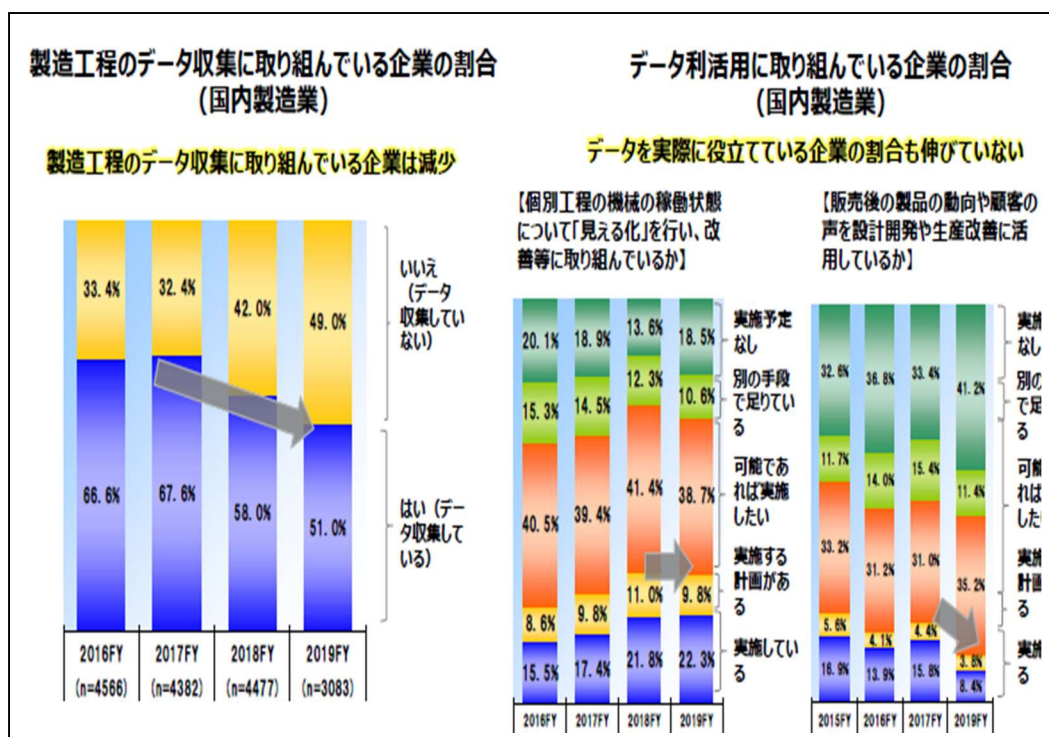
①コロナ禍において、対面での売上の減少を補い、新たな販路を確保するため、中小企業でも取り組みやすいECサイトや、ウェブ商談会等の活用が有効である。サイトの構築や、出店・翻訳・決済・物流に必要な費用等の助成を通じ、国内外の販路開拓を支援されたい。

②コロナ禍により開催が困難になったイベント等が多数あり、売上が減

少している事業者が存在する。こうした事業者はイベントを行うことはできても、独力でオンラインを活用した配信・課金の仕組みを独力で構築することは難しい。このため、電子チケットを活用したコンサートや演劇等のイベントのライブ配信に対する支援を拡充されたい。

③コロナ禍で飲食店は売上に大きな影響を受けているが、SNS等を活用し、顧客と密なコミュニケーションをとり、飲食店が活用可能なオンライン予約システムや、混雑状況が確認できるシステムを活用している飲食店は比較的売上の減少幅が小さい傾向があった。こうした、コロナ禍において効果を発揮する、システムを整備するための支援を拡充されたい。

④ユーザ目線に立った「身の丈IoT・AI」は安価であり、専門人材のいない中小企業の従業員が簡単に操作できる使いやすいものであって、中小ものづくり企業の生産性向上に資するが、十分に活用されていない。そのため、身の丈IoT・AIの開発・普及を行う企業に対する補助の創設や、普及促進に向け、中小ものづくり企業を対象としたIoT等最新機器の体験スペース整備、好事例の周知、および、普及のネックである、実機を用いた導入テストの費用を補助されたい。



(出典)「2020年版ものづくり白書」より抜粋
(経済産業省/厚生労働省/文部科学省)

⑤国際的な往来の円滑化を図るため、感染症に係る陰性証明書の共通電

子化等、検査確認・証明に関する各国共通の仕組み（Common Pass の検討への積極的な関与等）の早期構築を実施されたい。

（２）「効率の向上」に向けた取り組み支援

- ①中小企業がデジタル実装するにあたり、サービス等生産性取組向上 I T 導入支援事業（I T 導入補助金）は非常に有益であることから、以下の事項について対応し、改善されたい。
 - ・ 特別枠の継続
 - ・ 中小企業が「クラウド導入支援人材」に業務プロセス見直しやクラウドサービスの組合せ利用等についてサポートを依頼する費用の補助対象化
 - ・ 補助率の引上げ、下限額の引下げ
 - ・ パソコン等、ハードウェアの対象化
 - ・ 賃上げ要件の撤廃・緩和

- ②キャッシュレス決済を推進するため、以下事項が実現できるよう支援されたい
 - ・ 決済手数料の軽減
 - ・ 売掛金の入金までのタイムラグの短縮化に資する振込手数料の軽減
 - ・ 決済端末・W i - F i 機器等にかかる費用軽減 等

- ③電子帳簿保存法は、一定規模の事務体制を有する企業を前提とし、書面での保存に比べ厳格な要件を課している。しかし、中小企業の場合、経理処理に割ける人員は少なく、とりわけ小規模事業者においては経営者本人が経理事務を担うケースも多く、電子帳簿保存法が定める要件を満たすのは困難である。電子帳簿保存法は、書面での保存の特例措置として位置づけられているが、デジタル化の進展を踏まえ、税法上における電子データに対する扱いを同等とし、電子帳簿保存に係る各種形式要件を不要とするよう抜本的に見直すべきである。

- ④テレワークの導入に関しては、東京商工会議所が 9 月に実施した調査で、約半数の企業が「業務プロセスの見直しが進んだ」や「働き方改革が進んだ」を挙げた他、「コスト削減につながった」、「定型的業務の生産性が上がった」等、効果は多岐にわたっているが、緊急事態宣言発出（4 月 7 日）後にテレワークを導入した企業の 2 割が「効果がない」と回答していることから、導入歴の浅い企業ではテレワークを上手く活用できていないことが考えられる。また、テレワークの課題に

関しては、導入時期に関わらず、「業務プロセスの見直しが不十分」や「コミュニケーションがとりづらい」、「情報セキュリティ対策が不十分」等が多く挙げられたが、緊急事態宣言発出後にテレワークを導入した導入歴の浅い企業では、労務管理や社員の評価、業務の洗い出しに課題を抱えていることが明らかになった。

テレワークは、感染拡大防止対策や災害時の危機管理対応はもとより、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として生産性の向上や子育て、介護・看護との両立等、多くの効果が期待されていることから、さらなる普及・定着を図っていくことが求められる。

したがって、テレワーク相談センターにおける相談・導入支援、専門家派遣、セミナーの開催等、一連の支援策や助成金等の措置を強化・拡充されたい。

3. 大企業による中小企業のデジタル活用支援

中小企業のデジタル化はサプライチェーン全体の生産性向上に資するが、中小企業にはデジタル化を進める人材や資金が不足していることから、「大企業による中小企業のデジタル活用支援」を後押しするために以下の事項に取り組まされたい。

- ① サプライチェーン内でのオンライン取引・手続の促進（電子契約・中小企業共通EDI・金融EDI・電子記録債権等の促進、ゲートウェイ機能の活用を含むAPI連携の推進等）

サプライチェーン内の取引において、完成車メーカー等、発注元大企業とTier1（一次下請）企業との間では独自のシステムによるEDI化が進んだが、Tier2（二次下請）企業では、発注者ごとに異なるシステムの利用を求められる「多画面操作」、Tier3（三次下請）以降では、紙・FAX・手書き伝票による処理にとどまっているという課題がある。こうした課題を解決するため、中小企業でも簡単・便利・低コストに受発注業務のデジタル化を実現できる仕組みとして、中小企業共通EDIが開発され、実証実験も行われたことから、中小企業共通EDIの普及支援を継続していただくとともに、発注元の大企業や業種別団体等が主導するサプライチェーンの電子化の取り組み奨励、および中小企業共通EDIとの接続対応（ゲートウェイ接続・API連携）を後押しされたい。

- ② 下請中小企業振興法「振興基準」改正を踏まえた「パートナーシップ構築宣言」参加を通じた、大企業による中小企業のデジタル化支援を

後押しされたい。

- ③面的支援で大企業との連携も可能な「ものづくり補助金（ビジネスモデル構築型）」を拡充するとともに、複数年にわたるステップ支援を導入されたい。
- ④ITベンダや大企業の社員・OB等のデジタル専門人材を中小企業に派遣する仕組みを構築されたい。

4. セキュリティ対策

サプライチェーンにおける中小企業の重要性は、災害等の発生時に大企業の生産体制に甚大な影響を与えることが散見されることから再認識されている。年々激化するサイバー攻撃においても、サプライチェーン全体の中で防御の弱い部分が標的とされる傾向が見られるようになっており、中小企業のセキュリティ対策は喫緊の課題となっていることから、中小企業のサイバーセキュリティ対策の推進に向け、以下に取り組まされたい。

- ①中小企業向けサイバーセキュリティ民間サービス（サイバーセキュリティお助け隊）の普及を支援するため、加入事業者に対する補助金申請時の加点措置等を講じること
- ②セキュリティ対策自己宣言「SECURITY ACTION」の取得を促進するため、補助金を申請する際の要件化や3つ星新設等、制度の拡充
- ③中小企業向けサイバーセキュリティ対策の環境を整備するため、「見える化」の促進（費用、得られる効果、具体的に必要な対策、取り組むべき優先順位等）、クラウドサービスの導入の推進（グループウェア、会計ソフト等）

【事例】

大阪商工会議所(大阪市)は、2019年度の経済産業省の実証事業を経て2020年4月から、サイバーセキュリティお助け隊サービスを開始した。日本の中小企業ならびにサプライチェーンをサイバー攻撃から守るため、中小企業向けに開発した導入・運用が簡便なセキュリティ機器とともに監視、相談窓口、駆け付け、サイバー簡易保険をパッケージ化。年間10万円未満の安価で提供している。

URL <https://www.osaka.cci.or.jp/cybersecurity/utm/>

Ⅲ. 地域の活力を引き出すデジタル活用支援

コロナ禍を契機として「テレワーク」が急速に普及し、導入後に取りやめた企業も少なくないが、「どこにいても同じように働くことができる」場所を選ばない働き方が定着すれば、都市圏から地方への移住や、一時滞在型のワーケーション等の活性化につながる可能性があり、地方創生の観点から極めて重要である。疲弊した地域の活力を引き出すため、テレワークやワーケーションを活用して地方への移住、企業誘致を推進すべき。

全国の商工会議所は、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立のため、中小企業のデジタル実装、産業人材の育成・確保、地場産業の販売促進等、多方面でデジタルを活用しており、こうした取り組みを支援していただきたい。

1. 地方移住や地方への企業誘致に資するテレワーク、ワーケーション等の取り組みに対する支援

- ①テレワークは地方や中小企業においては、大都市圏の企業ほど普及していない。しかし、地方においてテレワークが可能となれば、大都市からの移住増加や企業の移転等が進展すると考えられる。地方におけるデジタル技術の利用環境の整備、またテレワークの普及に必要な就業規則ガイドラインの整備等について政府の後押しが必要である。

また、ワーケーションは、地方において都会での仕事と余暇の両方を達成する試みであり、企業にとっても地方にとっても大きなメリットがある。他方、ワーケーションもまたテレワーク同様、地方におけるデジタル環境の整備が課題であり、各地におけるワーケーション事業のPR等も必要であって、こうした課題について政府の後押しが必要である。

- ②スーパーシティ構想は、AIやIoT、ロボット等の最先端技術を活用して第4次産業革命を先行的に体現し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市づくりを推進するものである。わが国において、世界に先駆けてスーパーシティを実現し、世界にモデルを示すためには、早急に取り組む必要がある。現在、改正国家戦略特別区域法が9月に施行され、来年度予算概算要求に関連予算が盛り込まれているところである。来年の地域選定後、国および地方公共団体は、迅速かつ柔軟に規制特例を設定し、先端的な技術をまとめて実

践し、サービスへつなげられるよう、縦割りを排し強力に推進することが必要である。スーパーシティは、人の生活を主眼において、さまざまなデータを分野横断的に収集、整理し連携を進めることが重要であるが、制度としては地域を限定して指定するものとなっている。より高い精度で分析し、サービスを提供できるようにするため、対象となる人をID等で特定することができれば、スーパーシティに指定された地域以外で取得されたデータも活用できるようにすべきである。具体的には、例えば健康データや、購買データ等の行動データ等は、指定された地域以外のデータも含めて連携させることが有効な課題解決策を生み出すと考えられるため、意味のあるデータ取得が可能となる制度とされたい。また、スーパーシティ制度によって実現された仕組みは、いち早くその取り組みを標準化し、さまざまな分野、地域に広げられるよう整備すべきである。

- ③厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、初診におけるオンライン診療を可能としているが、流行収束までの時限的措置としている。コロナ禍を機に医療機関のオンライン診療の導入は進み、厚生労働省によると、4月下旬時点では10,812施設だったオンライン対応が、6月末には16,095施設に急増した。10月末現在も全医療機関（110,916施設）のうち15%にあたる16,587施設がオンライン診療に対応しており、その内、約4割の施設は初診から活用している。

今後も院内感染を含む感染防止、医療従事者と患者双方の安全確保の観点から、オンライン診療の果たす役割は大きい。また、医師の地理的偏在や診療科目の偏在を是正するためにも、デジタル技術を活用したオンライン診療・服薬指導の普及により、医師不足地域でも一定水準の医療サービスを受けられる環境整備を進める必要がある。

オンライン診療については、重篤化が懸念される一部の病気等もあることから、対面診療とのバランスを考慮しつつ、原則初診から診療が可能になるよう恒久的な措置とするべきである。

- ④新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワーク整備等、教育のデジタル化の環境整備が前倒しされたほか、臨時休校になった際に学校再開までの期間、一部の学校においてテレビ放送を活用した学習や教師による授業動画を配信する等、さまざまな手段で学びを保障するための活動が行

われた。

一方で、国が授業として認める遠隔授業は、同時双方向型で受信側に教師がいることを必須要件としており、児童生徒が自宅からデジタルで行う学びについては、受け手側に教師が不在となるため、オンライン上の教育コンテンツを使用した場合については、どんなに優良な教育コンテンツであったとしても正式な授業として認められていない。

今後、新型コロナウイルスに限らず、インフルエンザによる学級閉鎖や自然災害時等の非常時においても、児童・生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整える必要がある。

遠隔授業において、同時双方向型以外の教育コンテンツを使用した場合についても、同等の効果が見込まれる場合については、正規の授業として認めるように要件を緩和すべきである。また、高校・大学における遠隔授業の単位取得数の制限緩和も必要である。さらに、オンライン教育の実施にあたっては学習教材についても、デジタルの特性を活かし能力や習熟度に応じたものを使用できるように、必要な支援を行うべきである。

- ⑤地方におけるデジタルに関連したスタートアップ企業の活動拠点整備を支援されたい。

2. コロナ禍での各地商工会議所の取り組みに対する支援

コロナ感染症が拡大する中で、全国 515 の商工会議所はデジタルを活用してコロナ禍を克服するためにさまざまな事業に取り組んでいる。しかし、会員企業の趨勢的減少等、地方経済は疲弊しており、人材や資金の面での制約は大きく、このため国からの後押しが必要である。

- ①オンライン経営相談を抜本的に拡充するための助成制度の創設
- ②政府系金融機関・信用保証協会の融資・保証に関する諸手続のオンライン化
- ③小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の諸手続のオンライン化

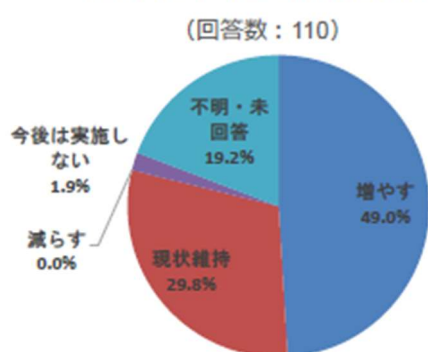
- ④「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」「小規模企業共済」の諸手続のオンライン化
- ⑤経営支援の高度化に対応するため、経営指導員等のITリテラシー向上に資する資格取得の奨励と、取得費用に対する助成制度の創設
- ⑥中小企業支援プラットフォーム構築によるデータ連携の推進と、ビッグデータやAI技術を活用した経営支援サポートシステム（経営指導AI助言サービス）の開発・整備

<オンライン経営相談を実施しているか（回答数305）>

	会議所数(※)	割合(%)
実施している	69	22.6
今年度実施予定	41	13.4
計	110	36.1

(※1) 経営相談、専門相談のいずれかを実施している会議所数

今後のオンライン経営相談実施方針



▲コロナ禍を契機にオンライン経営相談が各地商工会議所で実施された

(出典)『『オンラインを活用した商工会議所活動』実態調査』（日本商工会議所）より抜粋

(参考) コロナ禍での商工会議所のデジタル活用取り組み事例

札幌商工会議所(北海道札幌市)	
	<p>札幌商工会議所は今年 3 月の緊急事態宣言後、直ちにオンライン経営相談を開始。また、札幌商工会議所附属専門学校では、オンライン授業用端末を導入し、学生に貸与している。</p> <p>URL : https://www.sapporo-cci.or.jp/web/manage/details/post-19.html</p>
▲非接触で経営相談を実施	

浜松商工会議所(静岡県浜松市)	
<p>浜松商工会議所は地元企業への就職・転職を支援する同所の「はままつUIターン就職寄り添い相談」の一環として、新たにオンライン会議ツールを活用したサービスを開始した。非接触で遠隔地での利用を可能とし、オンライン会議ツールによる顔が見える面談により、不安を抱える学生たちに安心感も提供している。</p> <p>URL : https://www.h-yoriso.com/</p>	
▲顔が見えることが安心につながる	

名古屋商工会議所(愛知県名古屋市)	
<p>名古屋商工会議所は 2006 年から開催している展示会「メッセナゴヤ」を新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催方法を変更して、2020 年 11 月～12 月に WEB 展示会「メッセナゴヤ 2020 オンライン」として開催し、出展者と来場者にオンラインでの商談の場を提供している(出展者数 576 社・団体)。3年前から AI を用いた「メッセナゴヤ AI マッチング」サービスを導入しており、来場者ならびに出展者に対してマッチングの可能性がある最適な出展者を提案し、思いもよらないような新たな出会いを創出している。</p> <p>URL : https://www.messenagoya.jp/</p>	
▲AI が「思いもよらぬ、出会い」を創出している	

高松商工会議所(香川県高松市)

高松商工会議所は、デジタル人材不足により、デジタル実装ができない事業者の「悩み」を登録するとともに、専門家が「支援策」を登録する WEB サイト「Business Plus」を 2 月に開設。両者のマッチングを促進している。

・URL: <https://mitsukaru-jinzai.com/>

ITが経営をもう一步すすめる

Business Plus

企業ログイン → 専門家ログイン → 新規登録する



▲事業者と専門家をつなぐ WEB サイト「Business Plus」

有田商工会議所(佐賀県有田町)

有田商工会議所は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「有田陶器市」の開催を無期限延期。代替として 2020 年4月～5月に WEB 有田陶器市を開催した。WEB 有田陶器市には町内の窯元や商社等、129 社が参加。129 社中販売サイトを持たない事業者に対しては講習会を実施し、HP 立ち上げを支援。消費者からは、SNS 等で好評を得た。

・URL: <http://www.arita-toukiichi-web.jp/>



▲129 社が参加した「WEB 有田陶器市」。きめ細かな講習会も実施した

以 上